

本部長指示事項

- 1 さいたま市新型インフルエンザ等対策本部を9月30日に廃止する。
今後、さいたま市新型コロナウイルス危機対策本部で、引き続き対応を行っていく。
- 2 基本的感染防止策や業種別ガイドラインを徹底することを条件として、準備ができ次第、段階的に緩和し、市主催・共催のイベントは、原則として開催、市民利用施設は開館する。
- 3 市民の皆様へは、改めて、不要不急の外出の自粛や基本的な感染予防策の徹底について、周知すること。
- 4 ワクチンの接種については、国・県・職域等での接種を加味し、10月末までに7割接種を完了すること。
また、追加接種に向け、保健福祉局を中心に全庁での体制を構築し、計画的に接種できるように準備すること。
- 5 自宅療養者については、感染の状況に応じた全庁をあげての支援体制を維持するとともに、引き続き、県や医療機関等との連携強化を図り、療養支援を確実に行うこと。